

期限 2/2 給与支払報告書 移転により提出場所が変わりました

京都市 提出先及び問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
市役所分庁舎 地下1階
京都市市税事務所 法人諸税室 特別徴収担当
電話 075-222-3658

分庁舎
市役所
御池通
市役所
御池通

- 貴事業所で令和7年中に給与を支払われ、令和8年1月1日(退職された方は退職時)現在、京都市に居住している方がいる場合は、令和8年2月2日までに、給与支払報告書を京都市に提出する義務があります。
- 該当者がいない場合は、2ページの総括表にその旨を記入し返送するか、上記の電話番号まで連絡してください。
- 税務事務を税理士又は会計事務所等に委任されている場合は、本状を委任先事務所等にお渡しください。

提出書類

- 1 給与支払報告書 総括表 (2ページ。記載例は4ページ)
他の総括表を使用される場合でも、2ページの総括表(無記入のまま)を併せて提出してください。
- 2 給与支払報告書 個人別明細書 (5ページ記載例)
税務署から郵送される年末調整関係書類の封筒に同封されています。
(不足する場合は本市から送付しますので、電話にて請求してください。また、京都市のホームページからダウンロードすることができます。)
京都市 給与支払報告書 検索
なお、京都市への提出は1名につき1枚で結構です。
3枚複写の用紙の1枚目を提出してください。
- 3 個人住民税を普通徴収とする理由書(切替理由書兼仕切紙) (3ページ) 必須
徴収方法を普通徴収とする方がいる場合は、必ず理由の記載と共に、仕切紙で区別してください。

⑧ 給与支払報告書(総括表)

(宛先) 京都市長 令和 年 月 日提出

給与の支払期間	令和7年 月分から 月分まで	← (右詰で記入してください)	
給与支払者の法人番号又は個人番号			
フリガナ			
給与支払者の名称又は氏名		提出区分	年間分・退職者分
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		事業種目	
フリガナ		受給者総人員	人
同上の所在地(法人の場合は登記地)	〒	特別徴収 令和8年6月分以降の住民税を給与から天引きする人	人
特別徴収関係書類の送付先	〒 ※送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入	普通徴収 住民税を給与から天引きできない人	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		退職 退職予定者	人
担当者	所属課係名(フリガナ)氏名(電話)	支払 乙欄等	人
該当する場合は☑をしてください	計 人		
	住民税を特別徴収(給与天引き)する場合 納入書の送付は必要ですか 1 必要 2 不要		
	納入書を使用して納入 eLTAX(地方税共通納税システム)・金融機関の納入サービスを利用		
	所轄税務署 給与の支払の方法及びその期日		
	京都市への報告人員		
	給与を支払う方法及びその期日		
	京都市に提出する給与支払報告書の中に、「租税条約適用者」又は「非居住者」がいる。		

- 個人事業主が総括表を提出する際は、番号確認書類(マイナンバーカード等)及び身元確認書類の提示(郵送の場合は写しの添付)が必要となります。代理人による提出の場合は、番号確認書類と身元確認書類に加え、代理権の確認も行います。ただし、本総括表にて提出される場合は、上記確認書類は不要です。

！ 特に大事な箇所です。提出前にチェック☑をお願いします。

- 総括表
 - ☐ 名称・所在地・担当者連絡先を記入しましたか
※給与支払者の名称、所在地、送付先等に変更がある場合は、「名称等の変更届」を提出してください。
 - ☐ 「京都市への報告人員」欄に記載の特別徴収・普通徴収の人数内訳と、仕切紙前後の個人別明細書枚数がそれぞれ一致していますか
- 個人別明細書(京都市は1名につき1枚で可)
 - ☐ 住所・氏名・生年月日・個人番号を記入しましたか(5ページ㉔の参照)
 - ☐ 「所得控除の額の合計額」と各所得控除の額の合計が一致していますか(5ページ㉔の参照)
 - ☐ 生命保険料の控除額がある場合、各保険料の支払額を記入していますか(5ページ㉔の参照)
 - ☐ 普通徴収の場合、切替理由書に対象人数を、摘要欄に切替理由の符号を記入していますか(3ページ参照)
- 既に提出した「個人別明細書」を訂正する場合は、個人別明細書の摘要欄に訂正分と朱書きのうえ、総括表を添え、訂正該当の方のみ提出してください。また、同摘要欄に訂正内容を簡潔に記載してください。

京都市提出用

仕切紙(普通徴収分)

個人住民税を普通徴収とする理由書 (切替理由書兼仕切紙)

事業者名 指定番号(給与支払者番号)

令和8年度住民税を普通徴収として取り扱う給与受給者の切替理由ごとの人数は次のとおりです。
この列には、京都市に提出する人数のみを記入してください

符号	普通徴収への切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数(京都市分)
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者又は雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方	
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方 (例:前年中の給与支払額が100万円以下の方、休職中の方)	
c	給与の支払いが不定期な方 (例:給与の支払いが毎月ではない)	
d	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方又は特別徴収される予定がある方(乙欄該当者)	
e	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	
f	特別徴収の対象者数(人)が2人以下の事業者(3人以上の場合は不可) 給与受給者の合計(人) - a~eに該当する人員(人) ※(人)には全て他市町村を含む	

普通徴収該当者合計(総括表の普通徴収人員(退職、支払い少額・乙欄等)の人数)と一致)

- この「切替理由書兼仕切紙」を提出される場合は、個人住民税を給与から特別徴収できない方(上記a~f)の分の給与支払報告書(個人別明細書)の先頭に綴ってください。(6ページを参照)

普通徴収の場合、この切替理由書の提出が必要です。 個人別明細書には、必ず符号(a~f)を記入してください。

(摘要) 例 C 給与の支払が毎月ではない。

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円
-------------	-----------	---	-----------	---

個人別明細書の摘要欄に、該当する符号を必ず記入してください。
「切替理由書兼仕切紙」の添付又は個人別明細書の摘要欄への符号記入がなければ、原則として特別徴収として取り扱います。

ただし、「乙欄」適用又は「退職年月日」の記入があれば、符号の記入は不要です。(右の例を参照。)
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

乙欄	本人が障害者 特別 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職				
					就職	退職	年	月	日
○						○	7	10	31

ここからおはがしください。

総括表 記載例

- 他の総括表を使用される場合であっても、給与支払者番号確認(個人事業主の場合は番号確認及び身元確認も含む)のため、2ページの総括表(無記入のままでも可)を併せて提出してください。

⑧ 給与支払報告書(総括表)

(宛先) 京都市長 令和8年1月23日提出

給与の支払期間	令和7年1月分から12月分まで
給与支払者の法人番号又は個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7
フリガナ	キョウト〇〇カブシキガイシャ
給与支払者の名称又は氏名	京都〇〇株式会社
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業所の名称	同上
フリガナ	キョウトシナカキョウテラミチノオイケアルカミホシノゾウマエチヨ
同上の所在地(法人の場合は登記地)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇番地〇 〒604-8571
特別徴収関係書類の送付先	〒 京都市への郵便番号
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	京都一郎
担当者	所属 総務課給与係 氏名 カラスマ ハナコ 氏名 烏丸 花子 (電話) 075-△△△-△△△△

該当する場合は記入してください
京都市に提出する給与支払報告書の中に、「(租税条約適用者)又は「(非居住者)」がいる。

- 給与支払報告書(個人別明細書)の記載例は5ページにあります。

個人住民税の特別徴収の実施について

令和9年4月1日現在に在職する従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)の給与所得に対する個人住民税は、法令により特別徴収(給与からの差し引き)が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。普通徴収(個人納付)の対象は、退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

給与支払報告書の電子申告等による提出義務基準の変更

これまで基準年(前々年)に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上あった場合は、電子申告(eLTAX)等による給与支払報告書の提出が義務づけられていましたが、令和9年1月1日以後、その基準が30枚以上に引き下げられました。すなわち、令和7年に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が30枚以上あった事業者は、令和9年に提出する給与支払報告書は電子申告(eLTAX)又は光ディスクにより提出する義務があります。

税務署への源泉徴収票の提出方法の変更(源泉徴収票のみなし提出の特例)

事業者の提出事務の負担軽減を目的として、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、市町村へ給与支払報告書を提出した場合には、税務署へ源泉徴収票を提出したとみなされることとなりました。つまり、給与支払報告書を市町村へ提出した場合には、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。

④
ここからおはがしください。

個人別明細書 記載例

- 個人別明細書は、税務署から郵送される「年末調整関係書類の封筒に同封」されています。不足する場合は本市から送付しますので、電話にて請求してください。
- 記載内容の詳細は、上記の封筒に同封の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を確認してください(国税庁のホームページからダウンロードすることもできます)。

給与支払報告書 個人別明細書

⑧ 給与支払報告書(個人別明細書)

区分	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町〇番地〇
氏名	御池 太郎
所得控除の額の合計額	3,527,678
給与・賞与	8,600,000
所得控除の額の合計額	3,527,678
源泉徴収税額	0
特定親族特別控除の額	260,000
社会保険料等の金額	164,567
生命保険料の控除額	102,000
地震保険料の控除額	30,000
住宅借入金等特別控除の額	213,700
(1) 御池春子(年少)	
新生命保険料の金額	84,000
旧生命保険料の金額	30,000
国民年金保険料の金額	12,000
国民年金保険料の金額	28,000
国民年金保険料の金額	121,000
住宅借入金等特別控除の適用数	30
住宅借入金等特別控除の適用数	10
住宅借入金等特別控除の適用数	3
住宅借入金等特別控除の適用数	300,000
氏名	御池 花子
配偶者の合計所得	1,100,000
国民年金保険料の金額	10,000
氏名	御池 一郎
氏名	御池 二郎
氏名	御池 三郎
氏名	御池 四郎
氏名	御池 五郎
氏名	御池 六郎
氏名	御池 七郎
氏名	御池 八郎
氏名	御池 九郎
氏名	御池 十郎
氏名	御池 十一郎
氏名	御池 十二郎
氏名	御池 十三郎
氏名	御池 十四郎
氏名	御池 十五郎
氏名	御池 十六郎
氏名	御池 十七郎
氏名	御池 十八郎
氏名	御池 十九郎
氏名	御池 二十郎
氏名	御池 二十一人
氏名	御池 二十二郎
氏名	御池 二十三郎
氏名	御池 二十四郎
氏名	御池 二十五郎
氏名	御池 二十六郎
氏名	御池 二十七郎
氏名	御池 二十八郎
氏名	御池 二十九郎
氏名	御池 三十郎
氏名	御池 三十一郎
氏名	御池 三十二郎
氏名	御池 三十三郎
氏名	御池 三十四郎
氏名	御池 三十五郎
氏名	御池 三十六郎
氏名	御池 三十七郎
氏名	御池 三十八郎
氏名	御池 三十九郎
氏名	御池 四十郎
氏名	御池 四十一郎
氏名	御池 四十二郎
氏名	御池 四十三郎
氏名	御池 四十四郎
氏名	御池 四十五郎
氏名	御池 四十六郎
氏名	御池 四十七郎
氏名	御池 四十八郎
氏名	御池 四十九郎
氏名	御池 五十郎
氏名	御池 五十一郎
氏名	御池 五十二郎
氏名	御池 五十三郎
氏名	御池 五十四郎
氏名	御池 五十五郎
氏名	御池 五十六郎
氏名	御池 五十七郎
氏名	御池 五十八郎
氏名	御池 五十九郎
氏名	御池 六十郎
氏名	御池 六十一郎
氏名	御池 六十二郎
氏名	御池 六十三郎
氏名	御池 六十四郎
氏名	御池 六十五郎
氏名	御池 六十六郎
氏名	御池 六十七郎
氏名	御池 六十八郎
氏名	御池 六十九郎
氏名	御池 七十郎
氏名	御池 七十一郎
氏名	御池 七十二郎
氏名	御池 七十三郎
氏名	御池 七十四郎
氏名	御池 七十五郎
氏名	御池 七十六郎
氏名	御池 七十七郎
氏名	御池 七十八郎
氏名	御池 七十九郎
氏名	御池 八十郎
氏名	御池 八十一郎
氏名	御池 八十二郎
氏名	御池 八十三郎
氏名	御池 八十四郎
氏名	御池 八十五郎
氏名	御池 八十六郎
氏名	御池 八十七郎
氏名	御池 八十八郎
氏名	御池 八十九郎
氏名	御池 九十郎
氏名	御池 九十一郎
氏名	御池 九十二郎
氏名	御池 九十三郎
氏名	御池 九十四郎
氏名	御池 九十五郎
氏名	御池 九十六郎
氏名	御池 九十七郎
氏名	御池 九十八郎
氏名	御池 九十九郎
氏名	御池 一百郎

- 給与支払報告書(総括表)の記載例は4ページにあります。

⑦ 「所得控除の額の合計額」と各所得控除の合計が一致しているか確認してください。

① 生命保険料控除額がある場合は、計算の基となった各保険料の支払額も記入してください。

② 退職手当の支払いを受ける配偶者(合計所得金額133万円以下の者に限る)又は扶養親族がいる場合は、氏名・配偶者又は扶養親族である旨・生年月日・住所・合計所得金額の見積額を記載し、氏名の前には(退)と記入してください。

③ 住宅借入金等特別控除の額がある場合は内訳欄に、控除可能額・区分・居住開始年月日を記入してください。

④ 受給者の生年月日を記入してください。

⑤ 受給者、受給者の扶養親族及び給与支払者のマイナンバー(個人番号又は法人番号)を記入してください。

明細は別紙のにお
注釈はこのにお

給与支払報告書の提出方法

【提出書類の並べ方】をご確認のうえ、正しく並べて提出してください。

【提出書類の並べ方】

総括表

個人別明細書

特別徴収分

切替理由書(兼仕切紙)

個人別明細書

切替理由書記入

(普通徴収分)

- ・提出の際は、ばらばらにならないよう、輪ゴム・クリップ等でしっかりと結束してください。
- ・用紙を破損しないよう、穴あけ・ステープル・のり・付箋等は使用しないでください。
- ・区ごとに分けて「京都市分」としてまとめて提出してください。

・給与支払報告書は、eLTAXを利用して電子的な方法により提出することができます。eLTAXを利用して提出した場合は、特別徴収税額の通知を、書面又は電子データのいずれかを選択して受け取ることが可能です。詳しくはeLTAXホームページを確認してください。

- ・eLTAXにより提出する場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は不要です。(切替理由a~dを摘要欄に入力し、必ず普通徴収欄にチェックを入力してください。)
- ・税務署に提出する源泉徴収票の作成枚数が100枚以上である事業所は、eLTAXまたはディスクによる給与支払報告書の提出が必要です。

提出期限は 令和8年2月2日 です。

- 給与支払報告書の提出先(郵送の際、宛先として切り取り、封筒に貼って使用してください。)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

市役所分庁舎 地下1階

京都市市税事務所 法人諸税室 特別徴収担当 宛

給与支払報告書在中